

てん りゅう がわ
天竜川の
みず そう げん
水の増減に
ちゅう い
注意しましょう

上流の雨によるダム放流や発電により川の水位が変動しますので、十分ご注意ください

POWER 電源開発株式会社



遊漁制限のあらまし

天竜川漁協では次の表のとおり漁法の制限をします。これは、皆さんに快適な漁場を提供するためと、魚族の保護・繁殖のために必要な静岡県知事の許可を受けた制限ですから、必ず守って下さい。（船明ダム下流域におけるアユ漁は、友釣りを除き10月1日から12月31日まで全面禁漁となります。尚、浜北大橋から河口までの区域は10月1日から11月15日まで、一切の水産動物の採捕が禁止されます。）

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ア ユ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、下針までのハリスは尾びれの端から7cm以内。疑似オトリ禁止、リール禁止	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・一雲済川 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日～12月31日
				6月1日～10月31日
	アユルアー釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内。	全区域	6月1日～10月31日
	餌 釣	釣針は2本以内 釣針の大きさはアユ餌釣用の2号以下 コマセカゴ等の使用禁止	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川 船明ダムから気田川合流点下流部の淵“一の釜”まで及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川 気田川合流点下流部の淵“一の釜”から雲名橋下流端までの本流 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日～9月30日
				6月1日～12月31日
			11月1日～12月31日	7月1日～10月31日
			7月1日～9月30日	7月1日～9月30日
	流し毛針釣	釣針は7本以内 擬餌針は毛針に限る（ビーズ等は使用禁止）	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川 船明ダムから秋葉ダムまでの本流 天竜河内川 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日～9月30日
				6月1日～12月31日
ウ ナ ギ	石 川 釣 （ドブ釣）	釣針は2本以内 擬餌針は毛針に限る（ビーズ等は使用禁止）	西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	7月1日～10月31日
				7月1日～9月30日
	ゴロ引き	釣針は8本以内 （釣針1本につきカギの数は2本以内） リール禁止	旧国道天竜川橋下流端より下流の本流区域	8月1日～9月30日の日の出から日没まで
ウ ナ ギ	ウナギうげ 餌 釣 じゅず釣	5本以内 釣針は2本以内 じゅず2本以内	全区域	3月1日～9月30日
	捨 針 釣	1人5統以内 釣針1統10本以内		3月1日～9月30日の日没から日の出まで

0

5

10

15

20

25

30

35

40

45

50

55

60

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ウ ギ イ	餌 釣 和式毛針釣 ルアー釣 フライ釣	釣針は2本以内 釣針は1本 ルアーは1個 フライは2個以内	西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川を除く全域	1月1日～12月31日
			西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
ア マ ゴ サツキマス	餌 釣 和式毛針釣 ルアー釣 フライ釣	釣針は2本以内 釣針は1本 ルアーは1個 フライは2個以内	全区域	3月1日～10月31日
コ イ ナ	餌 釣	釣針は2本以内	西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川を除く全域	1月1日～12月31日
			西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
オイカワ	餌 釣 流し毛針釣	釣針は2本以内 釣針は5本以内	西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川を除く全域	1月1日～12月31日
			西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
ニジマス	餌 釣 和式毛針釣 ルアー釣 フライ釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は2本以内 竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は1本 竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと ルアーは1個 フライは2個以内	船明ダム上流の本流区域	3月1日～10月31日
			船明ダム下流の本流区域	1月1日～12月31日
ワカサギ	餌 釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は2本以内	横山橋下流端より下流の本流	1月1日～2月末日と6月1日～12月31日

※全区域・全期間においてワームの使用はご遠慮ください

ルアー・フライ専用区 11月1日より翌年2月末日まで

★キャッチ アンド リリース区間・針はバーブレスとし、ピック、ストリンガーなどを使わないで下さい。
秋葉ダムより下鮎釣の最下流部までの区間

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ニジマス	ルアー釣 フライ釣	竿は1本とし、他の漁法と重複しないこと ルアーは1個 竿は1本とし、他の漁法と重複しないこと フライは2個以内	船明ダムから秋葉ダムまでの本流	11月1日から翌年2月末日まで

遊漁中の注意事項

- 遊漁証は漁場監視員・組合員が見易い所に着用して下さい。見易い所に着用していないと、トラブルの原因にもなります。遊漁証の現物が確認出来ない場合は、日券を現場販売価格にて購入して頂きます。**紛失などによる遊漁証の再発行は致しません。**
- 遊漁証はご本人以外に使用出来ません。第三者に貸した場合は、以後の遊漁を停止（遊漁証を没収）致します。
- 遊漁証に、氏名・年齢・住所・写真が入っていないものは無効です。
- 遊漁中漁場監視員より要求があったときは、直ちに遊漁証を提示して下さい。
◎漁場監視員は、規則の励行について、遊漁者に必要な指示をすることができますから、これに従って下さい。
- 遊漁中は、十分な距離をとって遊漁し、他の遊漁者に迷惑をかけないようにしましょう。
- 支流全域と、浜北大橋から河口までの区域は、「川底をかきまぜる」ことが禁止されていますから注意して下さい。
- 天竜川漁場図に示した、危険個所、禁漁区、保護水面には、指示を守って立入らないようにして下さい。
- 以上のほか、国・県の法規、組合の規則を守って下さい。
- (1)から(8)までの事項に違反しますと、遊漁の停止や、以後の入漁をおことわりすることがありますから注意して下さい。（この場合すでに納付済の遊漁料は払い戻しません）

事故・トラブル・盗難にはくれぐれもご注意下さい。
組合では一切の責任を負いかねます。

ぜひ知っておきたい「国・県のきまり」のあらまし

- まき網、ひき網、瀬張網、す建網、投網、四ッ手網、うげ、はえなわ、せぎうげ、あゆ掛釣（友釣を除く）、やな、う飼漁法、芝づけ漁法、追込網、刺網は知事の許可を受けた者以外ではできません。
- 河川に有害な物を捨てたり、漏らしたり流すことはできません。
- 次にあげた漁具、漁法で水産動植物をとることは禁止されています。
 - 水中に電流を通じてする漁法。
 - 河川における替堀及び瀬干。
 - し水器、水眼鏡を使用する「あゆ掛釣」漁法。
 - 鉄砲もりによる漁法、灯火を使用する網漁。
- 2月1日から5月31日まで、アユを採捕することは禁じられています。また、浜北大橋から河口までの区域においては、10月1日より11月15日まで一切の水産動物の採捕が禁止されています。
- 1～4などの「静岡県漁業調整規則」に違反しますと、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。さらに、そのときの漁獲物・その製品・漁船・漁具で、本人が所有し、または所持するものは没収され、没収出来ないものは価額を追徴されますので、必ずきまりを守るようにしましょう。

●テープ張り・杭や脚立等による漁場の専有は固く禁止します。

入川についての注意

- テープ張り・杭や脚立等による場所取りはできません。場所を確保できるのは本人がいる場合のみです。基本的に「先行者優先」ですがお互いに譲り合い、楽しく遊漁して下さい。
- 天竜川は急流で、水量が多いので、増水時には充分注意して下さい。
- 入漁禁止区域、立入禁止区域、危険区域には立入らないで下さい。
- 老人、子供、婦人は勿論のこと一人での遊漁はなるべく下下さい。
- ダムの放水にはサイレン・回転灯によって注意して下さい。
- 国・県・組合で定めた規則は必ず守って下さい。
- ルール・モラル・マナーを守り、他者へ迷惑を掛ける行為は厳禁です。

◆漁場の区域

秋葉ダムから河口までの天竜川本流と、支流西川（白倉川）、小芋川、天竜河内川、横山川、二俣川、百古里川、八幡川、一雲済川、水窪川（中部電力（株）西渡堰堤より上流）、翁川、草木川、水窪河内川、戸中川、西俣川、東俣川を含む区域。
阿多古川合流点は全面保護区です。範囲は、天竜川右岸県道天竜東栄線との接点（A点、浜松市天竜区渡ヶ島39-8）、A点と鳥羽山公園警告塔（浜松市天竜区二俣町二俣2395-22）を結ぶ線と天竜川本流の水面中心線の交点（B点）、阿多古川左岸堤防の延長線と天竜川本流の水面中心線の交点（C点）、阿多古川左岸天竜川との境界（D点）、以上4点を順に結んだ線で囲まれた区域。
また、二俣川最下流部（二光滝上流端から二俣川河口まで）および西川竹十淵から南沢合流点（おしどり淵付近）までは、全面禁漁です。但し、二俣川最下流部の一部（二光滝上流端から双竜橋上流端まで）の禁漁について、18才以下の者はその限りではありません。

◆遊漁料（ルアー・フライ専用区を除く魚種・漁法）
○年券 7,000円（アユを含む全魚種・全漁法）
5,000円（アユを除く全魚種・全漁法）
※年券の購入には、70mm×50mmの上半身撮影写真が必要です。
釣場での販売は致しません。
○日券 2,000円（全魚種・全漁法）
※釣場での販売は1,000円増しです。

◆ルアー・フライ専用区（11月1日～翌年2月末日）入漁料
○シーズン券（4ヶ月券） 4,000円
※シーズン券の購入には、30mm×25mmの顔写真が必要です。
釣場での販売は致しません。
○日券 1,000円
※釣場での販売は1,000円増しです。

※18歳以下は無料。静岡県磐田市（旧磐田郡福田町を除く）及び浜松市（旧浜松市西区雄踏町、舞阪町、旧浜松市北区引佐町、細江町、三ヶ日町、浜松市天竜区春野町を除く）にご住所のある方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しを組合までご持参の方は、年券をそれぞれ半額でご購入いただけます。ただし、購入には70mm×50mmの上半身撮影写真が必要となります。ルアー・フライ専用区入漁証の割引はありません。

サツキマスダービー
レコード

ご協力をお願いいたします 写真がないと購入出来ません

年券をご購入いただくには下記サイズの写真が必要です。
（一般遊漁証：70mm×50mm ルアー・フライ入漁証30mm×25mm）

種 類	金 額	備 考
一般年券（写真必須）	7,000円	アユを含む全魚種・全漁法 現場販売は致しません
	5,000円	アユを除く全魚種・全漁法 現場販売は致しません
一般日券	2,000円	全魚種・全漁法 現場販売は1,000円増し
※専用区期間券（写真必須）	4,000円	現場販売は致しません
専用区日券	1,000円	現場販売は1,000円増し ※11月1日～2月末日

大きさ（全長）の制限

◎次の大きさ（全長）以下のものは、捕ることが禁止されています。

- アユ …………… 8cm
- ウグイ …………… 8cm
- アマゴ…………… 12cm
- マス …………… 12cm
- コイ …………… 20cm
- フナ …………… 5cm
- オイカワ …………… 5cm
- ウナギ…………… 15cm
- ワカサギ …………… 5cm